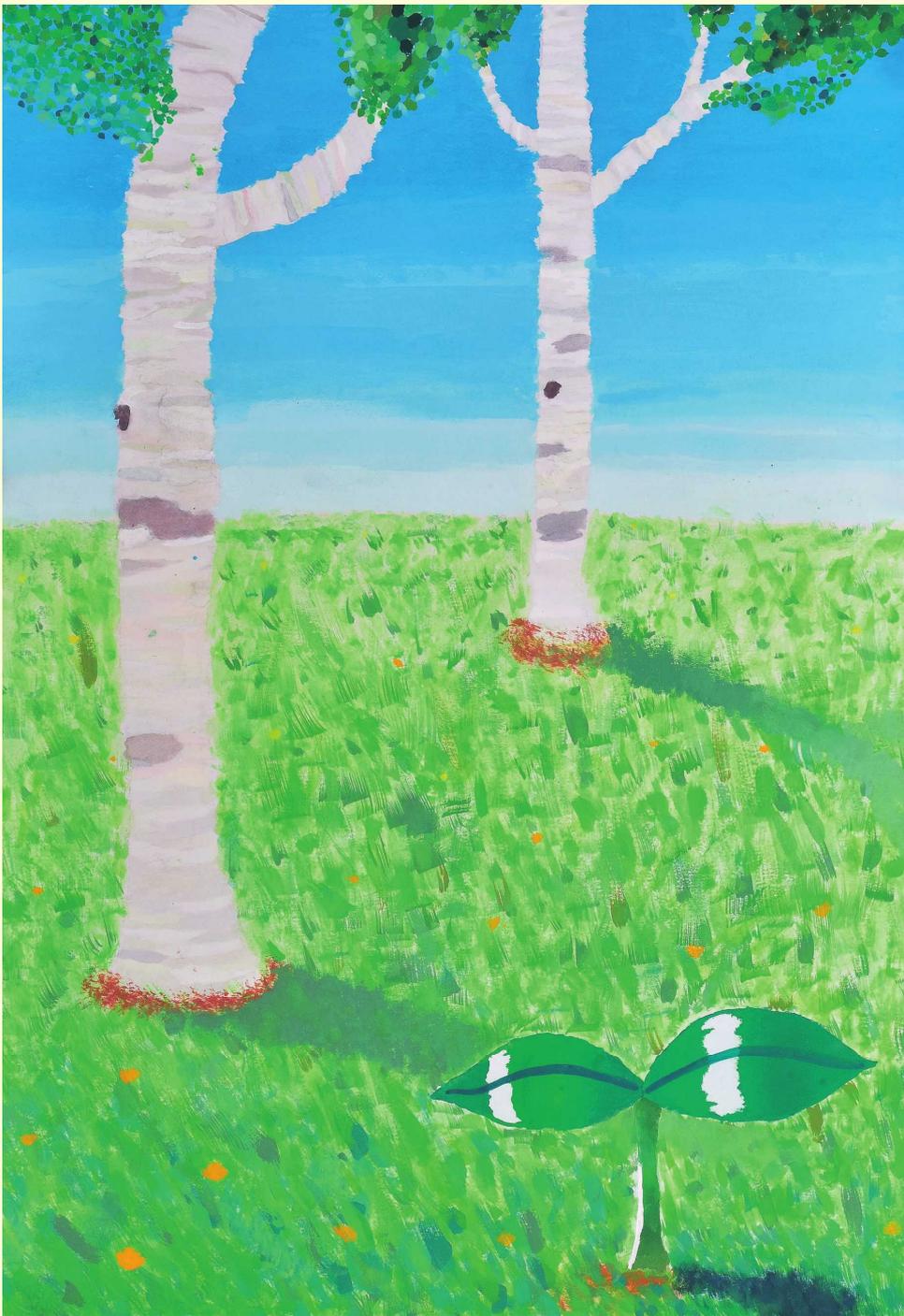


全国の都道府県初となる

北海道 植樹の日・育樹の日 条例

が制定されました



「もっともっと緑を」 深川市立深川中学校1年生（平成30年度現在）高橋碧紗さんの作品

植えて 育てて
豊かな森林を未来につなごう

5月第2土曜日は「植樹の日」
（5月は植樹月間）

10月第3土曜日は「育樹の日」
（10月は育樹月間）

北海道命名150年の節目の年に、全国の他都府県に先駆け制定されました。



平成30年
12月25日
施行

北海道植樹の日・育樹の日条例

が施行されました。

「北海道植樹の日・育樹の日条例」が平成 30 年第4回北海道議会定例会で提案され、平成 30 年 12 月 25 日に施行されました。道では、条例で定める日及び月間の普及に取り組むとともに、道民及び関係機関等と協働し、植樹及び育樹に関する活動や森林づくりの施策の推進に努めてまいります。

植樹及び育樹活動への参加をはじめ森林づくりへのご理解とご協力をお願いします。



条例の概要

【目的・趣旨】

○道民一人ひとりが、植樹及び育樹（枝打ちその他の樹木を育成するための行為をいう。）を通じて、森林及び樹木に触れて親しむことにより、身近な場所からはるかな山並みに渡る緑の木々に思いを寄せ、北海道の森林の豊かさ及び森林がもたらす様々な恵みに感謝する心を育み、協働による森林づくりを進め、北海道の豊かな森林を未来に引き継いでいくことを期する日として植樹の日及び育樹の日を設ける。

【日・月間について】

- 植樹の日は5月の第2土曜日とし、育樹の日は10月の第3土曜日とする。
- 道民の植樹及び育樹に関する活動への積極的な参加の促進のため、前項の趣旨にふさわしい取組を行う期間として植樹月間及び育樹月間を設ける。
- 植樹月間は5月とし、育樹月間は10月とする。

【道の役割】

- 道は、植樹の日及び育樹の日並びに植樹月間及び育樹月間を広く普及するものとする。
- 道は、道民及び市町村、事業者その他の関係団体と協働し、植樹の日及び育樹の日を中心として、趣旨にふさわしい植樹及び育樹に関する活動その他の森林づくりの施策を実施するよう努めるものとする。

【道民の役割】

- 道民は、植樹の日及び育樹の日を中心として道及び市町村、事業者その他の関係団体が実施する植樹及び育樹に関する活動その他の森林づくりの取組に協力するよう努めるものとする。

お問い合わせ先



水産林務部森林環境局森林活用課

電話:011-204-5514 FAX:011-232-4142